

長野市データ活用人材育成・生産性向上支援拠点創造業務委託 仕様書

1 業務名

長野市データ活用人材育成・生産性向上支援拠点創造業務委託

2 背景及び業務目的

本市において急速に人口減少が進む中、企業は、従来の労働集約型の産業から効率化を目指す産業形態に変革することが求められている。その打開策として、デジタル技術を活用した経営変革を行うデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）

※1が必要であるが、未対応の企業も多い。その最大の理由は「人材の不足」とされており、本市においても例外ではない。

DXを含めた企業の生産性向上については、金融機関をはじめとした支援機関（商工団体等）の支援が必要であり、加えて、本市のICT産業においては、他の中核市に比べて集積が進んでいることを活用するため、DXとの親和性が高いデータサイエンス（以下「DS」という。）を深く学ぶことで、DXの推進役として大きな期待が寄せられている。

そのような状況の中で、市内の高等教育機関が、「地域の大学」を目指して、DSをテーマに大学院の拡充を行うことから、これを契機として、企業向けの人材育成を行うことが求められている。さらに、県内大学卒業生の県内就職率は約6割弱であり、進学や就職を契機に多くの若手人材が県外に流出しており、本市も例外ではないことから、高等教育機関に通う学生に対して、市内企業の認知向上の機会を設け、地域企業への定着も併せて図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、本事業においては、データ活用人材の育成や生産性向上支援をとおして、人口減少社会にあっても、更なる新産業・新技術の創出等がなされ、産業の活性化が図られるとともに、しごとの創出と確保がなされるような“長野市”を目指していくものである。

※1：本事業におけるDXの定義

データ及びデジタル技術を活用して、組織、プロセス、企業文化・風土を含めた経営を変革し、製品やサービス、ビジネスモデルの変革につなげること。

3 本業務の目標

- (1) 信州大学工学部（以下「信大」という）と構築する企業向けデータサイエンス（以下「DS」という）入門講座の受講数（100社以上）
- (2) 若手IT人材育成プロジェクト実施企業数（3社程度）
- (3) DX認定を視野に、DX伴走支援を行った企業数（10社以上）

4 業務履行期間

契約日～令和7年3月31日

5 業務内容

(1) 専門人材育成支援

ア DS の試験的入門講座を企画運営

DX 推進に必要な不可欠なデータ処理能力、データ分析力のスキルを養うため、社会人向けのリスキリング講座を信大と連携し、次のとおり実施すること。

- (ア) 信大と連携し、企業の実態に沿った DS 講座の構築を行い主催者として運営すること。
- (イ) 講座には、DX 推進事例の紹介も組入れ、講師（DX の推進に取り組んでいる企業の経営者等を想定）との調整を行うこと。なお、講師謝金の支払いは、市が行うこととする。
- (ウ) 効果的にリスキリングできるように内容や回数（年3コマ×8回程度）、開催形式（オンライン形式を想定）等について市、信大等と協議するとともに、受講者が再視聴できるようにオンデマンド配信等も検討し実行すること。なお、オンデマンド配信に必要なシステム等（市販品を利用するなど事業終了後、容易に引き継げるものとする）については、受託者が用意すること。
- (エ) 受講後アンケートや企業訪問等で受講者の要望や課題を調査・整理し、その後の講座に還元すること。

イ 若手 IT 人材育成プロジェクトの企画運営

信大をはじめとした市内高等教育機関に通う学生が、企業の提供した課題について提案を行う課題解決型コンテスト等を実施することで実践力を持つ若手 IT 人材の育成を行うこと。

- (ア) 運営が主体となるが、コンテスト等のノウハウが乏しい企業向けに必要な応じてプログラムの企画を行い、企業が参加できるスキームを構築すること。
- (イ) 年3回程度実施すること。

(2) 生産性向上支援

ア 支援に関わる情報収集、提供及びコンテンツ作成

市内企業における DX の取り組み情報を共有することにより地域全体の DX を促進するため、次のとおり実施すること。

- (ア) 専用 HP の作成／運用をすること。
※なお、専用 HP の作成にあたっては、市職員等も編集できるようにノーコード等での作成とすること。
- (イ) 先進事例の情報収集（市内企業の事例を含むこと）を行い、市民にも分かるようなコンテンツにまとめ掲載すること（様々な業種5社程度を想定）。

イ 相談窓口の設置と支援情報の管理

市内企業や支援機関（市内金融機関、商工団体等をいう。）が随時、相談できるような相談窓口（電話対応も含む）を開設するとともに、市内企業の支援情報をデータベース（以下「DB」という）で管理すること。

- (ア) 月1回程度、長野市ものづくり支援センター（以下「UF0」という）を拠点とした

相談会を実施すること。

(イ)ア(ア)で作成した専用 HP から相談依頼ができるフォームの作成をすること。

(ウ)支援情報 DB の運用/管理をすること。

※なお、DB は Microsoft が提供する Power Apps を使用しているため、Microsoft の代理店資格を取得することに了承すること。

ウ 認知向上イベントの企画運営

市内企業向けに DX や DS 等に関与した最新のトレンドを紹介し、認知向上とともに、機運醸成を図るために次のとおり実施すること。

(ア)認知向上イベントを実施し、市内企業を中心に 100 社以上集客すること。

(イ)イベントの企画立案の際は、金融機関や商工団体等の支援機関の意見も取り入れ実施すること。

(ウ)イベント周知は金融機関や商工団体等の支援機関と連携して実施すること。

エ 生産性向上伴走支援

市内を中心とした長野広域圏（長野市、須坂市、千曲市、飯綱町、信濃町、小布施町、坂城町、高山村、小川村）内に事業所を有する企業（会社法または中小企業基本法による法人または個人事業主を想定、長野広域圏外に本社を有する大企業を除く）が自立して最後まで DX を推進できるように金融機関や商工団体等の支援機関と連携し、次のとおり主導して実施すること。

(ア)計画策定支援について

5 回程度の無償伴走支援を通して、経営変革につながる課題の抽出から計画策定（組織体制や課題の可視化、課題の優先順位等の要素が含まれること。）までを実施すること。（40 社以上）なお、5 回の定義については、市等と協議の上決定すること。

(イ)DX 伴走支援について

金融機関や商工団体等の支援機関が推薦する企業に対して、課題の抽出から経営変革につながる計画策定、優先順位が高い項目の実装までを無償伴走支援すること。（10 社以上）

(ウ)支援した企業については、市や支援機関の求めに応じ、随時状況報告を行うこと。

なお、報告に対して市や支援機関から今後の支援について指示することがあるときには改善を行うこと。

オ 金融機関や商工団体等の支援機関の教育

本事業が終了後、金融機関や商工団体等の支援機関が DX 推進支援に関する知識を有し、通常業務の中で出てきた企業の相談について助言できるように次のとおり実施すること。

(ア)金融機関や商工団体等の支援機関の営業担当や経営支援員の育成のため、定期的
に勉強会を実施すること。（年 2 回程度）

カ 長野県（以下「県」という）との連携

県が提供する「長野県デジタルソリューションマッチングサイト」NIX（Nagano Infotech Crossing）等との連携を県等と協議し実施すること。

(3) 「長野市 DX 推進プラットフォーム（仮称）」の運営と自走化に向けた調査・提案

(1)、(2)の内容はUF0と連携した「長野市 DX 推進プラットフォーム（仮称）」で行うものとし、その運営を行うこと。また、令和9年度以降の運営に係る運営事業体の独立採算体制に向けた調査・提案を市に対し行うこと。

6 定例会および実施状況の報告

- ・ 受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、本市と月1回以上定期的に打合せを実施するものとし、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議の上決定するものとする。
- ・ 受託者は、市から請求があったときは、事業の進捗状況等について随時報告すること。

7 経理

- ・ 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計書類を整備すること。
- ・ 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。
- ・ 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

8 業務完了時の提出書類

受託者は、令和7年3月31日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(3)の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 事業報告書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

- ・ 受託者は、業務の全部を一括して、又は業務の過半を占める割合について又は仕様書において指定した主たる部分を第三者（関係会社含む）に委任し、若しくは請け負わせてはならない。
- ・ 前号の「主たる部分」とは、金額及び当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。
- ・ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(2) 守秘義務

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の

ために利用することはできない。

- ・ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

- ・ 本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。
- ・ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、長野市個人情報保護条例（平成3年長野市条例第32号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・ 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- ・ 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・ 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

(7) その他

- ・ 本事業は国の地方創生推進交付金の採択を受けていることから、帳簿等の管理を徹底するとともに、会計検査等の際は協力すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合及び業務の遂行が困難な事態が生じた場合は、別途協議の上、対応方針を定めるものとする。